

米国特許商標庁と日本国特許庁との優先権書類データの電子的交換

2007年7月28日より日本国特許庁は米国特許商標庁の優先権書類交換プログラム(the Priority Document Exchange (PDX) program)のメンバーとなることが、米国特許商標庁により通知されました。

(http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/jpo_pdx.pdf)

2007年7月28日以降に出願される米国出願で日本国出願に基づく優先権を主張する出願につき、米国特許商標庁は自動的に日本国の優先権書類データを取得するようになります。2007年7月28日より前の米国出願で日本国出願に基づく優先権を主張する出願についても、別に優先権書類データ入手依頼書(Form PTO/SB/38)を提出することにより、米国特許商標庁に同様の処置をとってもらうことができます。

優先権書類データの電子的交換については日本国特許庁からも6月27日に詳細が発表されています。日本国特許庁 HP をご参照下さい。